

フランスにおける大学自由責任法

政治議会課憲法室 鈴木 尊紘

【目次】

はじめに

I 大学自由責任法が目指す大学改革の方向性

- 1 大学の自律性の強化
- 2 大学における研究教育の充実化と競争力の強化

II 大学自由責任法の要点

- 1 大学運営組織の改革による意思決定の効率化
- 2 組織・予算・人事に関する大学の自律性の拡大
- 3 大学の評価
- 4 その他の重要事項

おわりに

翻訳：大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律第2007-1199号

はじめに

「国家の共通財である我々の大学は、危機に瀕している。」⁽¹⁾こうした意識を、ニコラ・サルコジ大統領は、2007年当初の大統領選挙キャンペーン中からフランス国民に発していた。そして、大統領選出後、その任期の5年の間に行うと公約した改革のうち、最も重要なものの一つに大学改革を位置づけたのである⁽²⁾。

サルコジ大統領は、就任後間もない2007年5

月31日に、「高等教育改革に関する協議会」(la concertation sur la réforme de l'enseignement supérieur) を発足させた。そして、同年6月19日に、大学改革に関する法案の草稿を発表した。しかし、6月22日の高等教育・研究国家評議会(CNESER : Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche) において当該草稿が拒絶されたため、大統領は、6月26日、学生組合や大学長会議(CPU : conférence des présidents d'universités) のメンバーから意見を聴取した。その直後、6月27日に、修正された新たな草稿を発表し、7月4日、閣議決定に至る。

まず、同日、元老院(以下「上院」という)に大学の自由及び責任に関する法案が提出されたが、翌日政府はこの法案に関して緊急性を宣し⁽³⁾、7月13日に国民議会(以下「下院」という)へ法案審議の場が移された。上下両院での第1回の審議が終了した後、7月26日に両院協議会が開かれ、合意をみた。そして、上下両院での承認の後、大統領の審署を経て、「大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律第2007-1199号」(以下「大学自由責任法」という)⁽⁴⁾が公布された。

同法は、フランスの大学が次の2つの使命を

(1) Assemblée Nationale Rapport (2007-2008), no. 80, p. 9. (この下院委員会審査報告書は、2007年7月18日、文化委員会に提出されたものである。提出者は、ブノワスト・アパリュ [Benoist Apparu] 議員である。) <http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r0080.pdf>

以後、インターネット情報はすべて2010年11月19日現在である。

(2) “Où va Sarkozy? : université et recherche; « Nos enseignements supérieurs doivent relever le double défi de la compétition internationale et de l'insertion professionnelle des jeunes »,” *L'Expansion*, 2007.11.1. (Factivaのデータベースより)

(3) これは“procédure accélérée”又は“procédure d'urgence”と呼ばれる手続きである。すなわち、通常は、内閣提出法案及び議員提出法案は、国民議会及び元老院で2回審議され、この2回の審議を経ても合意に至らない場合には、両院協議会にかけられるというプロセスを経る。しかし、政府が当該法案に緊急性を認めた場合には、国民議会及び元老院の1回の審議の後で、すぐに両院協議会を開き、成案を得よう国会に求めることができる。この法的根拠は、フランス第5共和国憲法第45条である。

有しているものとして、その双方を遂行するための権限を大学に与えることを目的とした。第1に、「知の伝達の間」(les lieux de transmission des savoirs)⁽⁵⁾の実現である。若者がフランス国家にとって重要な市民となり、かつ、能動的なアクターとなることができるよう「知」が引き継がれていく、そうした「場」として大学を位置づけた。第2に、大学は、現在の知識立脚社会の中で科学技術の「ノウ・ハウ」(savoir-faire)⁽⁶⁾を発展させ、それを国家に経済的利益として還元するという役割を果たすよう求められた。世界各国の大学は、グローバル化した経済社会に取り残されないよう、自らを変革させている印象を受ける。フランスの大学もその例外ではないのである。

本稿は、同法の制定の背景、その要点の解説を行い、併せて同法の全訳を付すものである。

I 大学自由責任法が目指す大学改革の方向性

1 大学の自律性の強化

大学の自律性は、「高等教育の進路指導に関する1968年11月12日の法律第68-978号」(いわゆるエドガー・フォール法)⁽⁷⁾によって法的に明確化されたものである。「高等教育に関する1984年1月26日の法律第84-52号」(サヴァリ法)⁽⁸⁾によっても確認されている。教育法典L第711-1条は、「学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人は、法人格を有し、教

育及び学術並びに行政及び財政上の自律性を享受する、国家高等教育研究施設である」と規定している⁽⁹⁾(なお、「学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人」とは、いわゆる一般の大学及び若干の高等研究機関[国立工科学院等]を意味する)。

しかしながら、フランスの大学において、この自律性が確固として守られてきたかと言えば、そうではなかった。大学自由責任法案に関する下院委員会審査報告書によれば、次の3点でその自律性は動揺していたとされる。

第1に、意思決定の自律性である。1984年法以降、大学と国との間で「4年契約」を結ぶことが原則となっていたが、その契約の中身は、「乱立した様々な目標のカタログ」(un catalogue juxtaposant des objectifs)⁽¹⁰⁾で、当該契約が適用される大学の予算は、平均で全体の18%に過ぎなかった。つまり、本来ならば、大学機関内でよく議論された上で設定されるべき予算、それに付随する様々な目標及びその実現のための方法が当該契約において示されるべきであるが、そうではなかったのである。

第2に、予算の自律性である。予算は、大学の統一的な意思決定に沿って、大学の任務及びその遂行方法を体系化・階層化した上で戦略的かつ効果的に配分されるべきである。しかし、そうした形はとられず、様々な大学各部門の要求を混在させた、小規模な予算の一つの総体に過ぎなかった。

(4) Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités

(5) Assemblée Nationale Rapport, *op.cit.* (1), p. 7.

(6) *ibid.*

(7) エドガー・フォール法は、①大学の自律性の確保、②学生、技師、大学職員の代表者及び学外識者が参加する会議体の創設、③旧来の学部にはないインターディシプリナリーな学問の推奨等を規定した。

(8) サヴァリ法は、「高等教育公役務」(service public d'enseignement supérieur)という概念を提示し、かつ、高等教育の目的は、①初期教育及び継続教育、②学術研究、③学術文化及び科学技術情報の普及、④国際協力であることを定めた。

(9) Marc Debène et al., *Code de l'éducation* (édition 2010), Paris :Dalloz, 2009.を参照の上、訳出。

(10) Assemblée Nationale Rapport, *op.cit.* (1), p. 23.

(11) *ibid.*

第3に、人事の自律性である。大学の人材育成やそれに伴う研究等の方向性の指示は、学長等がイニシアティブをとって行われることが必要である。しかしながら、教員採用におけるインブリーディング（自校出身者優先）も多く見られ、一貫した人事戦略が練られてこなかった。

こうした自律性の欠如は、上記審査報告書では、フランスの大学における「ガバナンスの弱さ」(les faiblesses de la gouvernance)¹²⁾ と言い換えられている。つまり、この欠点を解消すべく、大学自由責任法は、大学におけるガバナンスの強化を打ち出しているのである。

これまでの大学の意思決定は、学部等の様々な組織の「連邦制」(confédération) の如き態をなしており、それぞれが各自の「主権」(souveraineté) に基づいて意見を言い合うという悪しき「独立性」(indépendance) を有していたため、大学としての統一的理解を得ることが非常に困難であった。このことを如実に示すのが、大学の最高意思決定機関の人数の多さである。すなわち、当該機関の「運営評議会」(conseil d'administration) は、教員代表（評議会メンバー全体の40%～45%）、学外有識者（20%～25%）、学生代表（10%～15%）及び大学の事務官又は技官の代表で構成されており、意思決定を行うには非常に大人数（30～60名）であった。大学自由責任法は、これを大幅に減員し（20～30名）、意思決定を容易にした。また、学長の権限を強化し（学長選出方法の改善、再選の許可及び年齢の上限の延長）、学長が大学という「施設における計画の促進者」(le promoteur du projet d'établissement) となるべく改革を行った。「(学長という) 職能の明確化は、(…) 大学における強化された自律性と

不可分」(l'affirmation de la fonction présidentielle est [...] indissociable d'une autonome accrue des universités) というわけである。このように、「皆に認識された共通の一つのアイデンティティ」(une identité commune et reconnue) を大学自らが持ち、そのアイデンティティに沿って自由に、かつ、責任を持って運営を行うことが求められているのである。

2 大学における研究教育の充実化と競争力の強化

フランスの高等教育研究は、他の先進諸国に比して遅れているという指摘がある¹³⁾。この理由は、フランスが中等教育(中学及び高校教育)に戦後一貫して力を入れてきたことにある。第2次世界大戦の甚大な被害によって、フランスは、アメリカ等に比べて中等教育において大きな遅れをとった。そのため、中等教育に重点を置き、第2次、第3次産業に就くことのできる人材を国を挙げて育成しようとしたのである。こうした方針は21世紀に入っても維持され、その結果、2004年時点で、高校生1人に対して国が支払っている費用は10,170ユーロであるが、フランスの大学の特に名門とされるパリ第4大学(ソルボンヌ大学)の学生1人に対する国家支出は6,700ユーロにとどまっている。アメリカの例えばプリンストン大学が学生1人に対して110,000ユーロ(1ユーロ=1.31ドル換算で、144,100ドル)を費やしていることと比較した場合、プリンストン大学を100%とすると、ソルボンヌ大学の学生への支出は0.06%という非常に低い水準であるということになる¹⁴⁾。

現在、世界経済が知識立脚型社会に移行して

¹²⁾ *ibid.*, p.25.

¹³⁾ *ibid.*, p.16.

いることを背景にして、大学は何かを発明し、技術革新をし、そして特許を取得するという場面に変わりつつある。しかし、こうした世界的動向にフランスの大学は、立ち遅れている。まず、特許の分野では、フランスの世界における特許取得率が、(世界全体を100%とした場合)7.3%にとどまっている。一方で、アメリカは、27%前後を有している。また、フランスの学者等が世界的な科学雑誌に論文を掲載する率は、約5%にとどまっている。アメリカはそれに対して30%程度の規模を誇っている¹⁴⁾。いわゆる大学の世界ランキングにおいてもフランスの大学が上位にくいこむということがなくなっている。上海交通大学の高等教育研究所が行う世界大学ランキング(2010年)において、上位10位のうち8校がアメリカの大学であり(第1位ハーバード大学、第2位カリフォルニア大学バークレー校等)それ以外では、ケンブリッジ大学(第5位)及びオックスフォード大学(第10位)とあるように、アングロサクソンの大学が完全に上位を占めている。フランスの大学で上位50位に入ったのは、パリ第6大学(マリー＝キュリー大学)(第39位)及びパリ第11大学(パリ大学南校)(第45位)のみであった。大学自由責任法は、こうしたことを背景として、予算を高等教育研究機関に従来より多く配分し、学長等の権限を強め、大学上層部が大学独自の政策を打ち出し、それを円滑に執行することを通じて、世界の大学におけるフランスの大学のプレゼンスを強めることを大きな目的としている。

II 大学自由責任法の要点

大学自由責任法の要点は、第1に、大学運営組織の改革による意思決定の効率化である。第2に、組織構成、予算及び人事に関する大学の権限の拡大である。第3に、大学の評価の強化である。以下、各要点ごとに解説を行う。

1 大学運営組織の改革による意思決定の効率化

(1) 学長の権限等の強化

(i) 学長選出方法等の改善

大学自由責任法第6条は、大学の最高責任者である学長の選出方法を簡便にすることを規定している。大学自由責任法施行前は、フランス国籍を有する当該大学の教育研究職(教授・准教授)の中から、運営評議会、学術評議会、研究・大学生生活評議会の合同選挙により過半数の得票で選出されてきた。施行後は、国籍を問わず、教育研究職、研究員、客員又は招聘の教授・准教授等の中から運営評議会のみによる選挙において、過半数を得た者を学長とすることとした。

(ii) 任期

学長は、従来は、任期5年であり、再選不可であった。それを任期4年とし、再選は1回に限り可能とした。任期を4年とした理由は、運営評議会の任期が4年であることから、学長の任期が終了すると同時に運営評議会の任期も終了し、選挙で新しく選ばれた運営評議会が新学長を選出するというサイクルにしたためである

¹⁴⁾ この段落の記述に関しては、*ibid.*, p. 16.を参照した。ソルボンヌ大学が国立大学であり、プリンストン大学が私立大学であるということも考慮に入れてもこの差は非常に大きいと、当該報告者は述べている。

¹⁵⁾ *ibid.*, pp. 18-19.

¹⁶⁾ この記述に関しては、次のホームページを参照した。“ARWU 2010 Press Release - Shanghai Jiao Tong University,” 2010.8.15. (http://www.arwu.org/ARWU_2010_press_release.jsp) なお、上海交通大学による世界大学ランキングは非常に著名なものであり、アジアのみならず、欧米の大学もそのランキングにおける自校の位置付けに大きな関心を持っている。2010年のランキングにおいて、日本の大学で上位50位に入ったのは、東京大学(第20位)、京都大学(第24位)のみであった。

(第6条)。

(iii) 定年

教授・准教授の定年については65歳であるが、学長については68歳とした(第13条)。

(2) 学長諮問機関の位置付けの変革

学長諮問機関とは、「学術評議会」(conseil scientifique)及び「研究・大学生生活評議会」(conseil des études et de la vie universitaire)の2機関を指す。学術評議会とは、教職員代表者、博士課程在籍者の代表者及び学外有識者で構成され、第1に、大学の研究や資料収集の方針、研究費の配分について、第2に、教育研究職の異動等について、学長からの諮問に対し答申を出す役割を持つ機関である(第8条)。また、研究・大学生生活評議会とは、教職員・学生の代表者、大学職員の代表者及び学外有識者で構成され、第1に、初期教育・継続教育の方針及び新しい課程(修士・博士課程等)の設置について、第2に、学生の就職及び文化厚生事業等について、同様に答申を出す役割を果たすものである(第9条)。

第5条は、従来、この学長諮問機関が運営評議会の諮問に対して提案することが認められていたことに関し、これを改め、学長諮問に対する提案のみに限定することを定めた。

(3) 「運営評議会」(conseil d'administration)の在り方の改善

第7条は、運営評議会での意思決定を容易にすることを定めた。運営評議会とは、学長に次ぐ、大学の意思決定機関であり、同条IVにその機能が列挙されているとおり、大学の政策を決定する目的を有する組織である。すなわち、大学の予算を議決し、決算を承認する、又は学長が署名した協定に対し承認する等を行うことができる。この運営評議会は、教員代表、職員代表、学生代表及び学外有識者によって構成さ

れており、従来は定員が30~60名であったが、同条は、これを20~30名に削減し、意思決定を容易にした。また、評議会委員の外部有識者の割合を増加させることを規定した。すなわち、7~8名の学外有識者が運営評議会に入ることになり、その学外有識者とは、具体的には、企業の最高幹部又は経営幹部等となっている。

第3条は、運営評議会の議決方法の変更を定めている。従来は、全委員の3分の2の賛成をもって議決としていたが、これを過半数の賛成に改めた。

2 組織・予算・人事に関する大学の自律性の拡大

(1) 組織

大学組織の改編に関し、次の3点で大学の自律性が強化された。

(i) 他大学等への統合

大学は、運営評議会の委員の絶対多数の議決により、他大学への統合を国に対して申請することができるようになった。この統合は、デクレ(政令)により認可される(第2条)。

(ii) 学部の設置

日本の大学の学部にあたる「教育研究単位」(UFR: Unité de formation et de recherche)の設置は、大学自由責任法施行以前は、高等教育省令(アレテ)により行われてきたが、施行後は、当該大学の運営評議会の議決により決定することができるようになった(第14条)。

(iii) 付設学校及び付設学院の設置

大学の付設学校(école)及び付設学院(institut)は、従来、デクレ(政令)により設置されていたが、これを高等教育省令(アレテ)により設置できるように改める。大学の運営評議会の申出に基づき、又はその意見を徴した後に、同アレテが発せられ、設置が認可されるというプロセスをとるようになる(第14条)。

(2) 予算

(i) 人件費

フランスにおける大学の大部分が国立大学であり、その正規教職員は国家公務員であるため、従来は、その人件費は大学予算に含まれていなかった。しかし、第18条は、大学が人件費を含んだ大学予算総額を決定することを規定した。すなわち、大学は、予算法に記載された予算額を上限とし、人件費を含めた国からの交付金を得ることとなった。また、大学は公施設法人として国と複数年契約を結ぶが（この複数年契約については後述する）、同契約は、その予算の年間総額及び使途配分を定める。例えば、人件費については、教職員定数の上限とそのうち大学が雇用する契約職員の割合が決められる。

(ii) 資産所有とその使途

大学の校地・校舎等の動産・不動産で国が所有していたものは、大学に無償でその所有権が譲渡される（第32条）。また、大学は、財産の売却を自由に行うことができ、知的財産権等から生じる資産を自由に使用することができるようになった（第33条）。

(iii) 営利活動

大学による資本参加、営利目的の団体への参加及び系列施設の設立・参加の条件を緩和する。こうしたことは従来も行われてきたが、第27条で資金の条件に関する制約を撤廃した。

(iv) メセナの促進

メセナとは、企業による芸術・文化活動の振興を意味する。メセナ促進のために大学内に寄付金を管理する「協力財団」(la fondation partenariale) を創設することができる（第28条）。同財団に対する企業又は個人の寄付に関する税制優遇措置を実施し（第29条から第31条まで）、税制優遇措置のための財務省及び高等教育省の承認手続きを廃止する（第38条）。

(3) 人事

(i) 人事及び給与

学長は、運営評議会の定める規程に従い、教授・准教授を含む職員一般に対する給与を支給する。また、博士論文指導及び研究指導手当等の特別手当を支給でき、加えて、無期又は有期の契約職員を雇用し、管理職員、教員、研究員等の職にあてることができることが定められた。さらに、運営評議会は、職員の給与改善のため、大学独自の収入を用いた利益配分制度を創設することができるようになる（第19条）。

(ii) 採用プロセスの透明化

第1に、教授・准教授等に欠員が生じた場合には、当該職務と同等の者から構成される選考委員会で採用を行うが、同委員会の半数を学外委員とすることが規定された。ただし、大学は欠員を埋める適格者を高等教育省に推薦し、同省がその者を任命するという形をとる（第25条）。

第2に、教員採用における自校出身者優先の解消を目指している。大学と国との間で結ばれる複数年契約において、自校で学位を取得していない准教授及び教授昇任前に自校で准教授の職についていない者の教授への採用率について目標を定める（第26条）。

3 大学の評価

(1) 国との複数年契約とそれによる評価

(i) 国との複数年契約

これまで、フランスの大学は、1984年1月26日の法律（サヴァリ法）の適用により、国との間で4年間を目途とする「契約」(contrat) を結ぶことができたが、国との契約は任意的であり、義務的なものではなかった。第17条は、この「複数年契約」(le contrat pluriannuel) を義務化した。この契約は、主として、大学教育(formation)、大学での高等研究(recherche supérieure)及び資料収集活動(documentation)

を対象とする。

(ii) 契約に従った大学評価

第17条は、「研究高等教育評価機構」(AERES: Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur) が、大学から独立した形で、当該複数年契約に照らしつつ、大学を評価することを定めている。同局による評価は、研究のための2006年4月18日の計画法律第2006-450号によって既に規定されていたものであり、大学があらかじめ掲げていた目標の実現を検査し、その実現が為されていない場合には、同局は予算の減額を含む厳しい処置を採ることができる。2008年-2011年の複数年契約に際しては、この検査のために77もの指標が作成されている¹⁷⁾。

4 その他の重要事項

(1) 学生への進路及び就職指導

(i) 進路指導

フランスにおいては、バカロレア（大学入学資格）取得者はその者が希望する大学に自由に学籍登録を行うことができるが、入学後のその大学又は学部との不適應のため中退する者が多いことが社会的問題となっていた。それを改善するため、大学入学事前登録制度を導入し、当該大学志望者はすべて大学が高等学校との協議に基づいて実施する情報提供及び進路指導を受けることを条件に入学を許可することが規定された。また、各大学は、試験及び免状の合格者数（修了者数）、進学者数、就職者数を公表することが定められた（第20条）。

(ii) 就職指導

第1に、第1条は、高等教育に係る公役務の使命として、「職業指導及び就職支援」(l'orientation et l'insertion professionnelle) を加えた。ここでは、大学は職業に関係のない純粋に学問の場ではなく、学生に対して大学在籍中の職業指導及び就職支援まで行うべきであるとの考えが示されている。第2に、第21条は、研究・大学生生活評議会の意見を徴した後に、運営評議会の議決により、各大学に「学生就職支援局」(le bureau d'aide à l'insertion professionnelle) を設置することを定めた。

(2) 欧州高等教育圏構想への参加

フランスの大学の課程は、従来、第1課程（2年間）、第2課程（2年間）、第3課程（4年間）に区分されてきたが、欧州高等教育圏構想（ボローニャ・プロセス¹⁸⁾）に基づく学位区分の国際的調和により、学士課程（3年間）、修士課程（2年間）、博士課程（3年間）に改める改革が既に完了していた。第35条により、第1課程で学士号を、第2課程で修士号を、第3課程で博士号を授与することが定められた。

おわりに

世界的に見て、教育制度の歴史において3つの改革があったことが指摘される¹⁹⁾。第1には、近代的な国民教育制度の創設である。第2には、20世紀半ば以降の中等・高等教育の拡大と教育機会の均等化を準備・促進した教育システムの再編・整備である。第3には、1980年代

¹⁷⁾ Assemblée Nationale Rapport, *op.cit.* (1), p. 114.

¹⁸⁾ ボローニャ・プロセスに関しては、次の論考が詳しい。木戸裕「ヨーロッパ高等教育の課題—ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として—」『レファレンス』691号, 2008.8, pp. 5-27.
(http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200808_691/069101.pdf)

¹⁹⁾ こうした指摘に関しては、次の論文を参照した。藤田英典「教育改革を問う—公共性・機会平等・学力形成を中心に」園山大祐・ジャン＝フランソワ・サブレ編著『日仏比較 変容する社会と教育』明石書店, 2009, pp. 11-33.

以降、現在まで4半世紀におよぶ、それまでに確立してきた教育システムの再編である。第3の改革は、21世紀に入り、新自由主義、市場原理主義及び成果主義と密接な関係を結んできた。こうした傾向は、フランスの大学自由責任法に如実に見られるばかりでなく、我が国の国公立大学の独立法人化に象徴されるように、世界各国の大学改革に通底するもののように思わ

れる。

これからの高等教育を考える場合、こうした世界的傾向を客観的に分析する必要がある。そのためにもフランスの大学自由責任法及びその後の経過につき、注視していくことが重要であるように考えられる。

(すずき たかひろ)

大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律第2007-1199号

Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités

政治議会課憲法室 鈴木 尊紘

調査及び立法考査局フランス法研究会*訳

【目次】

第1章 高等教育に係る公役務の使命

第2章 大学のガバナンス

第1節 組織及び運営

第2節 学長

第3節 評議会

第4節 構成組織

第5節 同数専門委員会

第6節 公施設法人の複数年契約

第3章 大学の新しい責任

第1節 予算及び人的資源管理に関する責任

第2節 その他の責任

第4章 雑則

第5章 海外の領土に関する規定

第6章 経過規定及び最終規定

第1章 高等教育に係る公役務の使命

第1条

教育法典L.第123-3条を次のように改める。

L.第123-3条 高等教育に係る公役務の使命は、次に掲げる事項とする。

- 1° 初期教育及び継続教育
- 2° 学術及び技術の研究並びにこれらの成果の普及及び活用
- 3° 職業指導及び就職支援
- 4° 文化及び科学技術情報の普及
- 5° ヨーロッパ高等教育・研究領域の構築へ

の参加

6° 国際協力

第2章 大学のガバナンス

第1節 組織及び運営

第2条

教育法典L.第711-1条第4項の次に次の一項を加える。

公施設法人は、運営評議会の、委員の絶対多数による規約に基づく議決により、新設の公施設法人又は既設の公施設法人への統合を申請することができる。この統合は、デクレにより認可される。

第3条

教育法典L.第711-7条第1項を次のように改める。

公施設法人は、運営評議会の、委員の絶対多数による規約に基づく議決により、この法典及びその適用のためのデクレに従い、その規約及び内部組織を定める。

第4条

教育法典第7編第1章第2節に、L.第712-1条からL.第712-7条までを含む「ガバナンス」と題する第1款を設ける。

* 岡村美保子、古賀豪、鈴木尊紘、長谷川総子、平井梨絵、南亮一、矢部明宏（調査及び立法考査局フランス法研究会）。

なお、翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の御教示を得た。

第5条

教育法典L.第712-1条を次のように改める。

L.第712-1条 大学の学長はその決定により、運営評議会はその議決により、学術評議会及び研究・大学生生活評議会は其の意見具申により、大学の運営を確実に行う。

第2節 学長

第6条

教育法典L.第712-2条を次のように改める。

1° 第1項を次の二項に改める。

大学の学長は、運営評議会の選出委員の絶対多数により、国籍を問わず、教育研究職⁽¹⁾、研究員、客員若しくは招聘の教授若しくは准教授又はこれらと同等の他のすべての者の中から選出される。その任期は、4年とし、運営評議会の委員が選出する代表の任期満了の日に満了する。当該任期は、1回に限り更新することができる。

学長が何らかの理由によりその職務を行わないこととなった場合には、新学長は、その前任者の残任期間につき選出される。

2° 第3項及び第4項を次の九項に改める。

学長は、大学の指揮管理を確実に行う。そのために、

1° 学長は、運営評議会を主宰し、議決を準備し、かつ、執行する。学長は、公施設法人の複数年契約を準備し、かつ、実行する。学長は、また、学術評議会及び研究・大学生生活評議会を主宰し、其の意見及び要望を受ける。

2° 学長は、第三者に対して及び訴訟行為において大学を代表し、協約及び協定を

締結する。

3° 学長は、大学の収入及び支出の命令者である。

4° 学長は、大学の人事全体につき権限を有する。

高等教育教授資格の国家試験により採用する人員の当初の配置に関する身分規程の条項の範囲内において、学長が理由を付した反対の意見を表明する場合には、いかなる配置も申し渡すことができない。

学長は、大学の各種役務に、管理者、技術者、事務職員及び使用人を配置する。

5° 学長は、各種の審査委員を任命する。

6° 学長は、秩序を維持する責任を負い、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、警察力の行使を要請することができる。

7° 学長は、大学構内の安全に責任を負い、衛生・安全委員会の勧告に従って、職員及び構内に受け入れた利用者の安全を確保する。

8° 学長は、大学の名において、法令により他の機関に付与されたものを除く管理及び運営の権限を行使する。

9° 学長は、障害者である学生及び大学職員の教育及び施設利用上の便宜に留意する。

3° 最終項を次のように改める。

学長は、3評議会の副議長、学長室から選ばれた18歳以上の職員、事務局長及び学長の下に置かれたカテゴリーA⁽²⁾の職員並びにL.第713-1条に列記する構成組織⁽³⁾、

(1) 大学教授及び准教授を指す。

(2) フランスの公務員は、カテゴリーA、B及びCに分けられ、Aが学士又は修士号等を有している上級公務員である。とりわけカテゴリーAは、省庁等での企画立案・管理監督の職務を担う。この点に関しては、次の著作を参照した。村松岐夫編著『公務員制度改革一米・英・独・仏の動向を踏まえて』学陽書房、2008、p. 244。

L. 第714-1条⁽⁴⁾に規定する共用施設及び他の高等教育・研究公施設法人と共同で設置した教育研究単位が関係する事項についてはそれぞれの責任者に、署名の権限を委任することができる。

第3節 評議会

第7条

教育法典L. 第712-3条を次のように改める。

L. 第712-3条

I 運営評議会は、20人から30人までの委員により構成する。その内訳は次のとおりである。

1° 学内の教育研究職及びこれと同等の者、教員並びに研究員の8人から14人までの代表者。そのうち半数は、大学教授及びこれと同等の者とする。

2° 7人又は8人の学外の者

3° 大学に登録している学生及び継続教育受講者の3人から5人までの代表者

4° 学内の技師、事務職員、専門職員及び図書館職員の2人又は3人の代表者

学長が運営評議会外から選出された場合には、当該評議会の委員数に、学長分1人を追加する。

II 運営評議会委員である学外の者は、学長により、その学長の任期につき任命される。当該委員は、L. 第719-3条⁽⁶⁾の規定にかかわらず、次に掲げる者を含む。

1° 企業の最高責任者又は経営幹部から1人以上

2° 1°を除く、経済・社会分野から1人以上

3° 州議会の代表者1人を含む、2人又は3人の地方公共団体又はその連合体の代表者であって、当該地方公共団体により任命されたもの

学外の候補者の名簿は、運営評議会の選出委員により承認される。ただし、地方公共団体により任命された当該団体の代表者は除く。

III 運営評議会の選出委員の任期は、学長選挙のため招集される第1回目の会合から始まる。運営評議会委員は、次の委員の任命まで、その職を務める。

IV 運営評議会は、大学の政策を決定する。そのために、

1° 運営評議会は、大学施設の契約を承認する。

2° 運営評議会は、予算を議決し、決算を承認する。

3° 運営評議会は、学長が署名した協定及び協約並びにデクレが規定する個別の条件を遵守した上で、負債、資本参加、系列施設及びL. 第719-12条⁽⁷⁾に規定する財団の設立、贈与及び遺贈の受諾並びに不動産の取得及び譲渡につき、承認する。

4° 運営評議会は、大学の内部規則を採択する。

5° 運営評議会は、学長の提案に基づき、かつ、国の優先事項を尊重し、権限を有する大臣が割り当てる職の配分につき定める。

6° 運営評議会は、学長が訴訟行為を行うこ

(3) 第14条を参照のこと。

(4) 教育法典L. 第714-1条は、大学内部に次の4つの役務を行う機関を設置できることを規定する。①図書館及び資料収集、②生涯学習センター、③学生の受入、情報提供及び進路指導関、④工業及び商業的活動。

(5) 教育研究単位とは、原語は“Unité de formation et de recherche”であり、日本の大学の学部に対応する。

(6) L. 第719-3条は、大学が外部組織の人材を登用することができることを定めている。例えば、地方公共団体代表者、経済的な活動を行っている者、組合代表者等である。

(7) 第28条を参照のこと。

とを許可する。

7° 運営評議会は、試験に関する規則を採択する。

8° 運営評議会は、学長が提出する、貸借対照表及び計画を含む年間活動報告書を承認する。

運営評議会は、1°、2°、4°及び8°に規定する事項を除き、権限の一部を学長に委任することができる。学長は、この委任により行った決定を、速やかに、運営評議会に報告する。

前項の規定にかかわらず、運営評議会は、その決定する条件に従い、予算を修正する権限を、学長に委任することができる。

運営評議会での票決において可否同数の場合には、学長の票により決定する。

第8条

教育法典L.第712-5条を次のように改める。

1° 2°を次のように改める。

2° 初期教育又は継続教育に登録している博士号取得準備者の代表者を10%から15%とする。

2° 最終項を次のように改める。

a) 第1文を次のように改める。

学術評議会は、研究及び学術分野資料収集の政策の方針並びに研究費の配分につき、諮問を受ける。

b) 第1文の次に次の一文を加える。

学術評議会は、勧告を行うことができる。

c) 最終文を次のように改める。

学術評議会は、教育と研究の連携を確保するものとする。

3° 同条の末尾に次の三項を加える。

教育研究職に適用される法規の条項に従って、学術評議会は、教育研究職のみの会議において、教育研究職の異動、他の職群

に属する官吏の教育研究職への編入、准教授試補の正教員への昇格並びに教育及び研究に臨時的に従事する者の採用又は契約更新につき、意見を述べる。

学長が学術評議会外から選出された場合には、同評議会の委員数に、学長分1人を追加する。

学術評議会での採択において可否同数の場合には、学長の票により決定する。

第9条

教育法典L.第712-6条の最終項を次の四項に改める。

研究・大学生生活評議会は、初期教育及び継続教育の方針、新しい課程の設置要求及び計画並びに教育の評価につき、諮問を受ける。

研究・大学生生活評議会は、また、学生の進路指導及び学術的成果の認定を実施し、学生の就職を容易にし、並びに学生に提供される文化、スポーツ、社会又は団体活動を奨励する措置並びに生活及び労働条件を改善する措置、特に、学生支援活動、学生厚生事業、健康管理事業、図書館及び資料センターに関する措置につき、諮問を受ける。同評議会は、また、障害を持つ学生の受入れを容易にするための施設整備措置につき、諮問を受ける。同評議会は、学生の政治的かつ組合活動上の自由を保障する。

同評議会は、勧告を行うことができる。

同評議会は、その委員の中から、学生厚生センターと連携して学生生活に関する問題を担当する学生副代表を選出する。

第10条

教育法典L.第712-6条の次にL.第712-6-1条として、次のように加える。

L.第712-6-1条 大学の規約は、学術評議会及び研究・大学生生活評議会への学部等の代表を保障する条件を定める。

これらの評議会は、運営評議会の改選に伴い、改選する。

第11条

教育法典L.第719-1条を次のように改める。

1° 第1項の第1文を次の二文に改める。

この章に規定する評議会委員は、学外の者及び学長を除き、それぞれの選挙人団による秘密かつ直接選挙で選出する。学長を除き、何人も、大学内の評議会の二以上の委員を務めることはできない。

2° 第2項及び第3項を次の四項に改める。

欠員が生じた場合には、デクレにより規定する方式に従い、残任期間につき、新しい委員を任命する。

教職員、学生及び継続教育を受けている者の代表者を選出する選挙は、名簿式比例代表1回投票制（最大剰余式）⁽⁸⁾で実施する。当該選挙は、また、非拘束名簿式で、かつ、パナシャージュ⁽⁹⁾ではない方法で実施することができる。

大学の運営評議会への教育研究職及びそれと同等の者の代表者の選出については、大学の将来計画を提示し、大学教授及びそれと同等の者の名簿と准教授及びそれと同等の者の名簿を結びつけることができる。それぞれの名簿は、当該大学における学部組織、すなわち、法律、経済及び経営学部、文学、人間科学及び社会学部、科学技術学部並びに保健衛生学部の代表性を確保するものとする。それぞれの選挙人団において、最も票を獲得した名簿に、配分議席の半数を与え、また、配分議席が奇数であ

る場合には、半数を1つ超える議席を与える。残議席は、すべての名簿に最大剰余式比例代表制により、得票に応じて配分する。

学生及び継続教育受講者の代表者の選出については、それぞれの名簿は、当該大学の少なくとも2つの学部の代表性を確保するものとする。それぞれの候補者につき、正式立候補者と同等の条件で補充候補者を選出する。この補充候補者は、正式立候補者が不在となった場合にのみ議席を占める。

3° 第7項を次のように改める。

何人も、大学運営評議会において2つ以上の役職に選ばれることはできない。

4° 最終項を次のように改める。

何人も、2つ以上の大学の長になることはできない。

第12条

教育法典L.第719-8条を次のように改める。

学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人⁽¹⁰⁾の規約に基づいて設置される機関の機能に重大な障害が発生した場合又は当該機関が責任を果たすことができない場合には、高等教育を担当する大臣が、例外的に、状況に応じて必要なあらゆる措置を講ずることができる。この権限を行使するために、当該大臣は、速やかに、高等教育・研究国家評議会にその旨を伝える。同様の場合には、大学区長は、当該施設の長の意見を徴した後に、一時的に、必要な保全措置を講ずる資格を有する。

第13条

学長は、68歳に達した日以後における最初の

(8) この比例代表制（最大剰余式）とは、ヘア＝ニーマイヤー式を意味する。まず有効投票総数を定数で割り、これを基数とする（ヘア式基数）。そして各政党の得票数を基数で割り、整数分だけ議席を配分する。残りは剰余が大きい順に議席を割り振るという方法である。

(9) パナシャージュとは、異なる名簿に記載された候補者を組み合わせて投票するという混合投票を意味する。

(10) 大学一般及び若干の高等研究機関（国立工科学院等）がこれに該当する。

8月31日まで在職することができる。

第4節 構成組織

第14条

教育法典L.第713-1条を次のように改める。

L.第713条 大学は、次に掲げる構成組織から成る。

- 1° 学術評議会の意見を徴した後、大学運営評議会の議決により創設される教育研究単位、学科、研究実験施設及び研究センター
- 2° 大学運営評議会及び高等教育・研究国家評議会の申出により、又はその意見を徴した後、高等教育を担当する大臣のアレテにより創設される附属学校又は教育研究施設

大学の構成組織は、その規約及び内部組織を定め、当該規約は、大学運営評議会の承認を受ける。学長は、構成組織を大学の複数年契約の準備及び実施に参加させる。

構成組織の創設、廃止又は再編は、大学の複数年契約において、又は必要な場合には契約の修正により、規定する。

第15条

教育法典L.第713-4条Iを次のように改める。

- I. L.第712-2条, L.第712-3条, L.第712-5条及びL.第712-6条の規定にかかわらず、医学、薬学及び歯学の教育研究単位、又はこれ

らの教育研究単位がない場合にあってはこれらの教育を行う学科は、L.第713-5条及びL.第713-6条⁽¹⁾に従って州の医療センターと、及び必要な場合には、公衆衛生法典L第6142-5条⁽²⁾に従ってがん対策センターと、大学医療センターの組織及び運営方式の決定を目的とする協定を締結する。

当該協定は、大学の複数年契約において決定された大学の戦略的方針、特に生物医学の分野に関するものを尊重する。

教育研究単位又は学科の長は、大学の名において当該協定に署名する資格を有する。

当該協定は、学長が承認し、かつ、大学運営評議会が票決した後でなければ実施することができない。

学長は、教育研究単位又は学科の収入及び支出を命じるための署名を、その長に委任することができる。

大学医療センターの教育及び医療職員の配置は、L第952-21条⁽³⁾の規定を尊重して行う。

教育及び医療の定員の変更は、公衆衛生の必要並びに教育及び研究の必要を考慮して行う。

第5節 同数専門委員会

第16条

- I. 教育法典L.第951-1条の次にL.第951-1-1

(1) 教育法典L.第713-5条及びL.第713-6条は、州医療センターと大学（医学部等）との間で、医療、教育及び研究の面で協力すべきことを定めている。その典型例は、モンペリエ及びニームにある州医療センターとモンペリエ大学医学部との連携事業であるとされる。Marc Debène et al., *Code de l'éducation* (édition 2010), Paris : Dalloz, 2009, p. 744.

(2) 公衆衛生法典L.第6142-5条は、医学及び薬学に関する教育・研究を州医療センターと大学との間で協約を結んだ上で行うべきことを定めている。

(3) L.第952-21条第1項は、大学医療センターの教育及び医療職員は、共同して大学と医療の職務を遂行すること、これらの職員は一般公募により採用されることを規定する。第2項は、これらの職員は、高等教育及び衛生を担当する大臣により、又は同大臣の報告に基づき任命されることを規定する。第3項は、これらの職員は、規約に定められた場合を除き、職業活動のすべてを、医療、教育及び研究の職務に当てることを規定する。第4項は、これらの職員数は、各センター及び各職種ごとに、高等教育及び衛生を担当する大臣共通の決定に基づいて定められることを規定する。

条として、次のように加える。

L. 第951-1-1条 運営評議会の議決により、学術、文化及び職業的な公施設法人に同数専門委員会を設置する。同数専門委員会は、国家公務員身分規程を定める1984年1月11日の法律第84-16号第15条¹⁴⁾に基づき付与された権限を行使するほか、公施設法人の人的資源管理政策について諮問を受ける。

公施設法人の労使関係政策の報告書は、毎年、同数専門委員会に提出される。

II. L. 第953-6条第5項を次のように改める。

公施設法人の同数委員会は、第1項に規定する団体¹⁵⁾の同数運営委員会の議事を準備する。

当該契約は、研究及び高等教育評価局に関する研究法典L. 第114-3-1条¹⁷⁾の規定に従って、公施設法人の正職員及び契約職員が評価を受ける条件、並びに必要な場合には公施設法人が研究教育拠点に参加する方式を定める。

当該契約は、また、大学の一定の義務を定め、それに応じて国が大学の裁量に委ねることができる資産及び職について規定する。

II. 第5項の次に次の一項を加える。

当該契約は、公施設法人がその任務、権限及び責任全体を引き受け、並びに公施設法人の複数年契約の事後評価を実施することを可能とするための、運営の管理及び決定の援助の手段を付与する。

第6節 公施設法人の複数年契約

第17条

I. 教育法典L. 第711-1条第5項第1文及び第2文を次の三文に改める。

公施設法人の教育、研究及び資料収集活動は、L. 第614-3条¹⁶⁾に規定する高等教育に関する許可証の範囲において、公施設法人の複数年契約の対象とする。

第3章 大学の新しい責任

第1節 予算及び人的資源管理に関する責任

第18条

教育法典第7編第1章第2節に第2款として、次のように加える。

第2款 責任及び権限の拡大

¹⁴⁾ 国家公務員身分規程を定める1984年1月11日の法律第84-16号第15条は、すべての行政機関及び公施設法人に一又は二以上の同数専門委員会が置かれること、同委員会は、組織、業務の機能、採用等に関する問題を扱うこと、同委員会は、管理側及び労働組合側同数の代表で構成すること等を規定する。

¹⁵⁾ L. 第953-6条第1項は、高等教育を担当する大臣が所管する公施設法人に、技師並びに研究・教育に係る専門職員及び管理職員の団体に関する権限をもつ同数委員会を設置すること、同委員会は、職種ごとに指名され、公施設法人に置かれた団体の構成員の代表及び管理側の代表各同数で構成すること、複数の公施設法人に共通の同数委員会を置くことが可能なことを規定する。

¹⁶⁾ L. 第614-3条は、高等教育を行う公施設法人を拘束する高等教育及び研究に関する許可証は、州の評議会、高等教育・技術評議会及び高等教育・研究国家評議会の計画の方針を考慮し、かつ、それらに諮問した後、高等教育を担当する大臣により定められ、改定されること、この許可証は、公施設法人の地理的配置、高等教育及び研究・資料収集活動の導入、国家的学位の授与並びに資産の配分に関する決定の枠組みを設定すること、許可証は、高等教育・研究に共通した活動の方向性に合致しなくてはならないことを規定する。

¹⁷⁾ 研究及び高等教育評価局に関する研究法典L. 第114-3-1条は、研究及び高等教育評価局は、独立した行政機関であること、その任務は、①研究に係る公施設法人及び組織、高等教育・研究に係る各種公施設法人・財団の評価、②研究教育単位及び①に掲げる組織により行われる研究活動の評価、③高等教育に係る公施設法人の教育及び学位の評価、④①に掲げる公施設法人及び組織の職員評価手続きの評価並びに手続きが用いられる条件について意見を述べること等を規定する。

L. 第712-8条 大学は、L. 第711-7条に規定する条件に従って採択された議決により、L. 第712-9条、L. 第712-10条及びL. 第954-1条からL. 第954-3条⁽¹⁸⁾までの規定により拡大された予算及び人的資源管理に関する責任及び権限を付与するよう要求することができる。

第1項に掲げる諸規定は、運営評議会の議決が、予算を担当する大臣及び高等教育を担当する大臣の共同のアレテにより承認されることを条件に、適用される。

L. 第712-9条 大学が国と締結する公施設法人の複数年契約は、契約の各年度につき予算法に記載された予算額を限度とし、人件費、運営費及び投資経費を区別して、国からの交付金の総額を規定する。

毎年国の交付金のうち、人件費に充てられる額は、公施設法人が給与の支払を認められている職の上限額に見合うものとする。

公施設法人の複数年契約は、L. 第954-3条に規定する契約職員の雇用に充てることができる人件費の最大比率を定める。

公施設法人は、デクレの定める方式に従い、高等教育を担当する大臣に対して定期的に情報を提供し、内部監査並びに財政及び資産の運用のための手段を備える。

大学の会計は、監査役による毎年の監査証明の対象となる。

L. 第712-10条 L. 第712-9条に規定する予算について、拡大された責任及び権限を付与された大学の教育研究単位及び全学共通施設は、所属する大学の予算編成に参加する。

当該教育研究単位及び全学共通施設は、毎年、大学の運営評議会が決定する運営交付金を受ける。

第19条

I. 教育法典第9編第5章の末尾に第4節として、次のように加える。

第4節 L. 第712-8条に規定する拡大された責任及び権限を付与された大学に適用される規定

L. 第954-1条 運営評議会は、規約の関係規定並びに大学の初期及び継続教育の任務を尊重して、教育及び研究職員の職務の、教育活動、研究活動及び当該職員に委任することができる他の任務の間での配分の一般原則を定める。

L. 第954-2条 学長は、公施設法人に配属された職員に対する賞与の分配について、運営評議会が定める一般的基準に従って、責任をもつ。博士論文指導及び研究指導手当は、学術評議会の意見を徴した後に支給する。

運営評議会は、職員の給与の改善を行うための利益分配制度を創設することができる。

この条の適用の条件は、デクレにより定めることができる。

L. 第954-3条 L. 第712-9条の規定に反しない限りにおいて、学長は、期間を定めて、又は期間を定めずに、次に掲げる目的のために、契約職員を採用することができる。

1° カテゴリーAに相当する技術的又は管理的職に充てるため

2° L. 第952-6条第1項⁽¹⁹⁾の規定にかかわらず、L. 第952-6-1条⁽²⁰⁾に規定する選考委員会の意見を徴した後、教育、研究又は教育研究の職を確保するため

II. 第18条及びこの条Iの実施に伴い、現行複数年契約の変更を修正するものとする。

III. 教育法典L. 第951-2条第2項を削る。

⁽¹⁸⁾ 第19条を参照のこと。

第2節 その他の責任

第1款 一般的権限

第20条

I. 教育法典L.第612-3条第2項を次のように改める。

1° 第1文を次のように改める。

志望者はすべて、事前の予備登録を申請し、公施設法人が高等学校との協議に基づいて実施する情報提供及び進路指導を受けることを条件に、自ら選択した公施設法人に自由に登録することができる。

2° 第2文中「免除の場合には、」を削る。

II. 教育法典L.第612-1条の末尾に次の一項を加える。

高等教育免状が付与される教育課程を提供する公施設法人は、試験及び免状の合格者数、研究継続者数並びに学生の就職者数を含む統計を公表する。

第21条

教育法典第6編第1章第1節の末尾にL.第611-5条として、次のように加える。

L.第611-5条 各大学の学生就職支援局は、研究・大学生生活評議会の意見を徴した後、運営評議会の議決により設置する。

同局は、特に大学が提案する職業教育に即した各種の実習及び雇用の募集を学生に広報し、実習及び最初の職を探す学生を援助する責務を負う。

同局は、雇用及び就職に関連する諸問題につき、学生の指導を行う。

同局は、学生が行った実習の数及び質並びに最初の就職に関して、研究・大学生生活評議会に

年次報告を提出する。

第22条

教育法典L.第811-2条の末尾に次の二項を加える。

この目的のために、公施設法人の長は、デクレで定める条件に従い、学生が高等教育の公施設法人において初期教育に登録していることを条件として、特に、チューター又は図書館サービスの活動につき、あらゆる学生を採用することができる。

採用は、大学区の基準及び社会的基準に基づき、優先的に行われる。

第23条

教育法典L.第811-3条の次にL.811-3-1条として、次のように加える。

L.第811-3-1条 高等教育の公施設法人の各種決定機関において選出された学生には、公施設法人の決定により、その任務の遂行を可能にする情報及び教育活動が与えられるものとし、当該教育活動は、必要な場合には資格取得が可能なものとする。

第24条

I. 教育法典第9編第5章第2節の末尾に第4款として、次のように加える。

第4款 研究員に関する規定

L.第952-24条 学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人において教育又は研究の職にある研究機関の研究員、研究員及びその教育活動が基準となる教育責務の3分の1以上の契約職員は、公施設法人の民主的活動に参加する。

当該職員は、公施設法人の各種評議会及び

⁽¹⁹⁾ L.第952-6条第1項は、国の審査を経る資格を有する者だけが教授・准教授になることができる旨を定めている。

⁽²⁰⁾ 第25条を参照のこと。

決定機関への参加につき、教員及び教育研究職と同等とする。

II. 教育法典L.第953-6条の次にL.第953-7条として、次のように加える。

L. 第953-7条 学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人において専門職又は事務職にある研究機関の技師、専門職員及び事務職員並びに契約職員は、公施設法人の民主的活動に参加する。

当該職員は、公施設法人の各種評議会及び決定機関への参加につき、公施設法人により任命される技師、事務職員、専門職員及び図書館職員と同等のものとする。

第25条

教育法典L.第952-6条の次にL.第952-6-1条として、次のように加える。

L. 第952-6-1条 高等教育教授資格の国家試験により採用する人員の当初の配置に関する身分規程の条項に反しない限りにおいて、教育研究職の雇用が生じた場合又は欠員が公表された場合には、L.第952-6条に規定する国の機関が認める資格を持つ志願者は、教育研究職、研究員及びこれらと同等の者から選出される代表者のみで開く運営評議会の議決により設置する選考委員会の審査を受ける。

当該委員会は、志願の対象となっている職と同等以上の教育研究職及びこれと同等の者により構成し、その半数は学外委員とする。委員は、学長が提案し、教育研究職及びこれと同等の者から選出される代表者のみで開く運営評議会が任命する。

当該委員は、その能力に基づき、過半数は該当する研究分野の専門家の中から学術評議会の意見を徴した後選出する。学術評議会の意見が2週間の期限内に示されない場合には、同意したものとみなす。

当該委員会は、出席委員の少なくとも半数が

学外委員であれば、開会することができる。

志願の対象となっている職と同等以上の教育研究職及びこれと同等の者のみで開く運営評議会は、当該委員会の理由を付した意見を検討し、L.第712-2条に規定するような学長の反対意見がないことを条件として、権限を有する大臣に対し任命を提案する志願者の氏名又は優先順位をつけた志願者の名簿を提出する。

特に研究教育拠点において、複数の高等教育の公施設法人に共通の選考委員会を設置することができる。

第26条

教育法典L.第952-1条の次にL.第952-1-1条として、次のように加える。

L. 第952-1-1条 L.第711-1条に規定する公施設法人の複数年契約において、学術的、文化的かつ職業的性格を有する各公施設法人は、自校で学位を取得していない准教授の採用に関して定めた目標を提示し、同様に教授昇任前に自校で准教授の職に就いていない准教授の採用に関して定めた目標を提示する。

第27条

教育法典L.711-1条第6項の末尾から三番目の文を次のように改める。

公施設法人は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、資本参加、団体への参加及び系列施設の設定を行うことができる。

第2款 個別的権限

第28条

教育法典第7編第1章第9節の末尾に次のように加える。

第5款 その他の共通規定

L. 第719-12条 学術的、文化的かつ職業

的性格を有する公施設法人は、その内部に、一又は二以上の法人格を付与されない大学財団を設立することができ、当該大学財団は、公益性を有する一又は二以上の事業又は活動を実現するために、一又は二以上の設立者により拠出された財産、権利及び資源の当該公施設法人に対する取消不可能な充当により設立され、L. 第123-3条⁽²¹⁾に規定する高等教育の公役務の任務に合致する非営利の目的を有する。

当該財団は、財政上の自律性を有する。

公益認定財団に関する規則は、特にメセナの振興に関する1987年7月23日の法律第87-571号⁽²²⁾に定めるところに従って、かつ、この条の規定に反しない限り、大学財団に対して適用する。

第1項の規定に従って設立された財団の名において行われた収入及び支出に係る行為は、各財団の設立行為及び場合によっては財団の会計に適用する規則を遵守する。

当該財団の運営の一般規則及び特に理事会の構成、理事会における設立者である理事の地位、国の統制の行使の態様及び寄附が財団の活動に充当される条件については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

各財団の運営に関する個別規則は、公施設法人の運営評議会によって承認された規約で定める。

L. 第719-13条 学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人は、一又は二以上の公益性を有する事業又は活動で、当該公施設法人の任務に合致するものを実現するために、協力財団と称する非営利目的の法人を設立することができる。当該公施設法人は、こ

の財団を単独で、又は前記1987年7月23日の法律第87-571号第19条に規定する法人と共に、設立することができる。

企業財団に関する規則は、この条の規定に反しない限り、特に前記1987年7月23日の法律第87-571号に定めるところに従って、協力財団に対して適用する。

前記1987年7月23日の法律第87-571号第19-8条に規定する資源に加えて、この財団の資源は、遺贈、贈与及びメセナを含む。

学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人〔訳者補:に属する者〕は、〔訳者補:財団の〕運営評議会の構成員の過半数を占める。

各財団の運営に関する個別規則は、公施設法人の運営評議会によって承認された規約で定める。

第29条

租税一般法典を次のように改める。

- 1° 第200条1(a)中「2の2の規定に反しない限りでの」の次に、「教育法典L. 第719-12条及びL. 第719-13条にそれぞれ規定する大学財団又は協力財団」を加える。
- 2° 第238の2条1(a)第1文中「企業財団の」の前に次のように加える。「教育法典L. 第719-12条及びL. 第719-13条にそれぞれ規定する大学財団、協力財団又は」

第30条

租税一般法典第238の2条1(e)の次に、(eの2)として次のように加える。

「(eの2) デクレに定める条件に従って博士学院により博士メセナに対して提案された論

⁽²¹⁾ 第1条を参照のこと。

⁽²²⁾ 同法第18条第1項は、「財団は、一又は二以上の個人又は法人が、公益を目的とし、かつ営利を目的としない事業の実現のために、財産、権利又は資産の最終的な用途を決定する寄附行為により設立される」と規定する。

文執筆計画」

第31条

I. 租税一般法典第1716の2条I第1項に次のように加える。

「、又は学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人、学術的かつ技術的性格を有する公施設法人若しくは公益性が認定された研究基金若しくはこれに類するものに、その公益性が高等教育及び研究を所管する大臣により認定された研究計画若しくは教育計画に対する資金提供に充てられる出資として無償で譲渡するために、上場会社の証券、上場会社の証券若しくは流通債券の形式で投資された有価証券共同投資機関証券又は流通債券の一括交付により、」

II. 第1723の3-00 A条1°の次に1°の2として次のように加える。

「1°の2 上場会社の証券、上場会社の証券若しくは流通債券の形式で投資された合同運用証券投資信託機関の証券又は流通可能債券の一括交付による税の支払に関する第1716の2条の規定」

第32条

第28条により改められた教育法典L.第719-13条の次に、L.第719-14条として次のように加える。

L. 第719-14条 国は、学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人が要求する場合には、当該公施設法人に、国が所有する動産及び不動産で当該公施設法人に割り当てられ、又は当該公施設法人が自由に使用することができるものの完全所有権を譲渡することができる。この譲渡は、無償で行われる。この譲渡は、必要な場合には、対審鑑定を経て締結される財産の安全保証契約を伴う。国は、当該譲渡により生ずる給与又は謝金の支払いを受けず、また、

補償金、手数料又は税の徴収をしない。公役務の任務の達成のために公施設法人によって使用される財産は、所管行政機関との事前の合意及び公役務の継続性を保証することを可能にする条項の下に、第三者に物権を付与する契約の対象となる。

第33条

教育法典L.第719-4条第1項第2文を次のように改める。

この公施設法人は、特に財産の売却、遺贈、贈与及び寄附行為、役務の報酬、知的財産権、協力資金、初期技術・職業訓練資金に対する使用者負担金並びに諸補助金から生じる資産を自由に使用することができる。

第4章 雑則

第34条

教育法典L.第711-8条の末尾に次の一項を加える。

大学区長は、学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人の規約に基づいて設置される機関の決定及び決議の適法性の監査の実施について、報告書を毎年作成し、公表する。

第35条

教育法典L.第612-1条第2項を次のように改める。

それぞれの課程の期間中に、知識、能力又は獲得した職能資格の基本要素を認定する国家の免状又は当該公施設法人の免状が交付される。学士号、修士号又は博士号は、第1課程、第2課程及び第3課程において、それぞれ授与される。

第36条

教育法典第2部第3章第3節を次のように改

める。

第3節 高等教育機関長会議

L. 第233-1条

I. 高等教育機関長会議は、在外フランス人学校の長、大学外の教育研究施設及び学校の長並びにそれぞれ次の構成員で構成される2つの会議の構成員により構成される。

大学の学長、大学校の長及び高等師範学校の長

技師免状の交付資格を有する、高等教育を担当する大臣の所管外であって、必要な場合には監督官庁の認可を受けた高等教育機関及び当該高等教育機関に付設された教育研究施設又は学校の長並びに技師学校の長

これら2つの会議は、関係する問題を検討するために別々に開催される。

これら2つの会議はそれぞれ、非営利社団契約に関する1901年7月1日の法律²³⁾に基づく非営利社団となることができる。

II. 高等教育機関長会議は、その総会において、その構成員の中から、任期を2年とする議長及び執行部を選出する。会議は、その代表する施設に関するすべての問題を検討する。会議は、高等教育を担当する大臣に向けて勧告を作成することができる。大臣は、理由を付した意見を求めるために、問題を会議に委ねる。

L. 第233-2条

L. 第233-1条 I 最終項に規定する非営利社団は、国、欧州連合並びに高等教育及び研究に関して権限を有するその他の国際的決定機関に対し、当該社団に結集する施設の共通利

害を代表する権限を有する。当該社団は、高等教育を担当する大臣の承認の範囲内で、公益性承認非営利社団制度の対象となる。

そのため、当該社団は、その代表する施設からの年会費に加え、国その他公共団体の補助金並びに当該社団の規約に合致したその他の資金を受領することができる。当該社団は、会計検査院の検査に服する。

これらの社団は、官公庁又は公施設法人の正職員若しくは臨時職員又は出向中の公務員の協力を得ることができる。

第37条

教育法典L. 第232-1条第2項第1文を次のように改める。

学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人は、高等教育機関長会議を構成する2つの会議が指名する者並びに職員及び学生により学校区ごとに無記名投票により選出された者をもってその代表者とする。

第38条

租税一般法典第200条及び第238条の2の第1項cを次のように改める。

「c)公益性を有する非営利の施設であって、公立又は私立の高等教育又は芸術教育を目的とするもの」

第39条

2008-2009大学年度から、医学第3課程における国が実施するコース分け試験は、一又は二以上の学術論文の批判的読解の試験を含む。

²³⁾ この法律は、「1901年アソシエーション法」と呼ばれる有名な法律である。フランスでは、1789年の人権宣言後も中間団体を作ることが禁止された。1848年のフランス第2帝政憲法において一時期その許可が出たが、施行直後に禁止された。フランスがいわゆる中間団体を自由に創設することを許可するのは、この1901年のアソシエーション法によってであった。

第40条

教育法典第1部第2編第3章に次の第10節を加える。

第10節 国民教育・高等教育オンブズマン

L. 第23-10-1条 国民教育・高等教育オンブズマン、大学区オンブズマン及びその連絡員は、国民教育及び高等教育における利用者及び職員の関係についての公役務活動に関する苦情を受け付ける。

第41条

建築住居法典L. 第353-21条²⁴第1項を次のように改める。

1。「合同の」の次に「及び大学・学校地域センター」を加える。

第5章 海外の領土に関する規定

第42条

I. 第22条、第23条及び第37条をマイヨットに適用する。

第1条、第20条、第22条、第23条、第27条、第33条から第35条、第37条及び第47条並びに末尾の3項を除く第36条を、フランス領ポリネシア及びニューカレドニアに適用する。

II. 教育法典を次のように改める。

1° L. 第263-1条及びL. 第264-1条中「L. 第233-1条」の次に、「L. 第233-2条」を加える。

2° L. 第772-1条第1項の前に次の一項を

加える。

「L. 第719-14条を、マイヨットに適用する。」

3° L. 第973-1条及びL. 第974-1条を次のように改める。

a) 次のように加える。「及びL. 第953-7条」

b) 「L. 第952-1条」の次に「L. 第952-2条からL. 第952-6条、L. 第952-7条」を加える。

c) 「L. 第952-20条」の次に、「L. 第952-24条」を加える。

III. 政府は、憲法第38条²⁵に規定する条件に従い、この法律の施行から起算して1年以内に、この法律の規定についてニューカレドニア及びフランス領ポリネシアまで適用範囲を広げ、また、両地域に適応させるために、オールドナンスにより必要な法的措置をとる権限を有する。

政府は、憲法第38条に規定する条件に従い、この法律の施行から起算して1年以内に、教育法典の高等教育に関する規定のワリス・ツツナ諸島への適用に必要な調整を行うために、オールドナンスにより当該法典を改正する権限を有する。

オールドナンス追認のための法案は、オールドナンスの公布の日から起算して6か月以内に、議会に提出するものとする。

IV. 政府は、憲法第38条に規定する条件に従い、この法律の公布の日から起算して6か月以内に、特に複数の海外地域圏及び海外県に

²⁴ 建築住居法典L. 第353-21条は、同法典L. 第442-8-4条に従い、一又は二以上の学生、30歳未満の者及び見習い契約を結んでいる者に対して、安価な住宅等を貸与すべきことを定めている。

²⁵ フランス第5共和国憲法第38条は、政府が予定された政策の実施のため、通常は法律事項に属する措置を、国会の授権法律 (loi d'habilitation) に基づき、一定期間に限り、オールドナンスで定めることの承認を国会に対して求めることができることを定める。オールドナンスはその公布と同時に施行されるが、国会による追認のための政府提出法案が、授権法律に定められた期間内に提出され、追認がなされると、オールドナンスは法律としての価値を取得する。国会による追認がなされない間は、デクレとして扱われる。

教育研究施設を設置した大学に適用するために、オールドナンスにより、第2章及び第3章を海外地域圏及び海外県の個別の特徴及び制約に適応させる措置をとる権限を有する。オールドナンス追認のための法案は、オールドナンスの公布の日から起算して6か月以内に提出するものとする。

複数の海外県又は海外地域圏に教育研究施設を設置した大学に対しては、この法律の第2章及び第3章の適用を6か月延期する。

第6章 経過規定及び最終規定

第43条

I. この法律の公布の日における大学の運営評議会は、第7条の規定に従った新しい運営評議会の構成を、規約に基づく議決により決定する。

この法律の公布から起算して6か月以内に規約に基づく議決が行われない場合には、この法律の規定に従って選出する最初の運営評議会委員は、20人とする。

II. 新しい運営評議会委員は、この法律の公布から起算して1年以内に、この法律の規定に従って任命される。この法律の公布日現在に運営評議会委員であって、第1項の規定に従って構成される最初の評議会の選出委員選挙期日より前に任期が満了する運営評議会委員は、この選挙期日まで、引き続き在任するものとする。

III. この法律の公布の日における学術評議会及び研究・大学生活評議会は、この法律の施行後の最初の運営評議会選挙まで在任する。第8条1°は、最初の学術評議会改選に適用する。

IV. 2007年9月1日に学長であって、この法律

に従って選出される最初の運営評議会委員の選挙期日より前に任期が満了する学長は、IIに規定する1年の期間に限り、この選挙期日まで、引き続き在任するものとする。

新しい運営評議会委員の選挙期日現在における学長は、その残任期間が6か月を超えるときは、任期の満了まで在任するものとする。当該学長は、教育法典L.第712-3条II²⁶⁾に従い、任命した学外委員の名簿を、新しい運営評議会選出委員の承認のために提出する。新しい運営評議会は、当該学長が引き続き在任することについて議決する。当該学長の任期満了時には、この法律に従って新しい学長を選出し、その任期は、学長選挙の日における運営評議会の学生委員を除く委員の任期満了とともに満了する。

新しい運営評議会の選挙期日における学長の任期は、一回更新することができる。

第44条

第43条IIの例外で、遅くとも2009年1月1日までに一つの大学に合併されることを、この法律の公布前に決定していた大学に対しては、この法律の規定に従った新しい運営評議会委員の任命は、6か月延期するものとする。

第45条

第5条、第6条、最終項を除く第9条、第11条第3項最終文、第12条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第25条並びに教育法典L.第712-3条IV及びこの法律の第8条2°は、新しい運営評議会委員の就任時から適用する。

第46条

この法律の公布の日における専門家委員会委員は、この法律の公布から起算して1年を限度

²⁶⁾ 第7条を参照のこと。

として、引き続き在任するものとする。

この期間満了時には、当該委員会によって行使されていた権限は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより規定される適用除外のない限り、また、この法律により設置される選考委員会に帰属する権限を除き、教育研究職のみの学術評議会が行使する。

第47条

第20条 I は、2008－2009年度当初に適用する。

第48条

この法律の施行の日に置かれていた同数専門委員会は、教育法典 L. 第951-1-1条⁽²⁷⁾に規定するすべての権限を行使する。当該委員会の設置に係る文書は、当該条に規定する手続に従ってのみ改正される。

第49条

この法律の第3章第1節は、この法律の公布から5年以内にすべての大学に対し当然に適用する。

第50条

教育法典 L. 第711-8条の次に L. 第711-9条として、次のように加える。

L. 第711-9条 I. 大学を除く学術的、文化的かつ職業的性格を有する公施設法人は、L.

第712-8条に定める条件に従い、L. 第712-9条、L. 第712-10条及びL. 第954-1条からL. 第954-3条⁽²⁸⁾までに規定する予算及び人的資源管理に関する拡大した責任及び権限を付与するよう要求することができる。

II. 高等教育及び研究をその任務に含む行政的公施設法人が、L. 第712-8条⁽²⁹⁾に定める条件に従って、この条の I に規定する拡大した責任及び権限を付与されるための条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。当該デクレは、また、L. 第719-13条⁽³⁰⁾に規定する条件において当該公施設法人が協力財団を創設し、並びに、L. 第719-14条⁽³¹⁾に定める条件において当該公施設法人に割り当てられ又は当該公施設法人が自由に使用できる国有の動産及び不動産を譲渡するための条件を規定する。

第51条

この法律の実施について評価を行う調査委員会⁽³²⁾は、デクレにより設置する。当該委員会は、それぞれの所属議院から任命された本委員及び代理人の2人からなる下院議員及び2人の上院議員を含む。当該委員会は、毎年国会に調査報告書を提出する。

この法律は、国の法律として施行する。

(すずき たかひろ)

⁽²⁶⁾ 第7条を参照のこと。

⁽²⁷⁾ 第16条を参照のこと。

⁽²⁸⁾ 第18条及び第19条を参照のこと。

⁽²⁹⁾ L. 第712-8条は、大学等が、特に人的資源等に関する予算に係る権限の拡大を国に要求することができることを定める。

⁽³⁰⁾ 第28条を参照のこと。

⁽³¹⁾ 第32条を参照のこと。

⁽³²⁾ 教員を構成員とし、学問領域ごとに設けられる委員会、教員採用や承認に際して候補者の審査等を行う。